

一般社団法人京都わかくさねっと 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人京都わかくさねっと と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、貧困、虐待、孤独や無理解等の劣悪な聖域環境や厳しい社会環境のもとで、様々な生きづらさや困難を抱えた若年女性が、個人として尊重され自らを大切にする気持ちを育み、人生を主体的に決定することを支援することを目的として活動する。

上記の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 生きづらさを抱えた若年女性たちと支援者をつなぐための事業
- (2) 支援者間の連携強化のための事業
- (3) 支援者に対する研修の事業
- (4) 生きづらさを抱えた若年女性たちの居場所を提供する事業
- (5) 生きづらさを抱えた若年女性たちの実情や課題について調査研究の事業
- (6) 生きづらさを抱えた若年女性たちの実情や課題について啓発広報の事業
- (7) 生きづらさを抱えた若年女性たちの家族等の支援のための事業
- (8) 生きづらさを抱えた若年女性たちが自立するための金銭物品寄付の事業
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(基金の総額)

第4条 当法人の基金の総額は、金100万円とする。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って返還する。

第2章 社員

(入社)

第8条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第9条 当法人に必要な経費は、当法人の事業収益を持って賄うものとする。

(退社)

第10条 社員はいつでも退社することができる。但し、予め、1ヶ月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

2. 前項の場合の他、社員は次に掲げる事由により退社する。

- ①総社員の同意
- ②死亡または解散
- ③除名

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は、当法人の目的に反するような行為をした時、又は、社員としての義務に違反した時は、社員総会の決議により除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事の過半数の決議に基づき、代表理事が招集するものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長を決める。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印することを要する。

第4章 理事及び監事

(員数)

第19条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 1名

(資格)

第20条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし必要があるときは、社員以外の者から選任することを防げない。選任は、社員総会の決議により行うものとする。

2. 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第21条 理事及び監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定期社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、または、増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3. 任期満了前に退任した監事の補欠として、または増員により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌月3月31日までとする。

(余剰金の不分配)

第23条 当法人は、余剰金の分配はしないものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第24条 当定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第25条 当法人は、社員総会の決議またはこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第26条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(最初の役員)

第28条 当法人の最初の役員は、次のとおりとする。

理事 新川達郎

安保千秋

代表理事 齋藤常子

監事 原 文明

(最初の理事及び監事の任期)

第29条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の締結の時までとする。

(根拠法令)

第30条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人若草プロジェクト in KYOTO の設立のため、設立時社員齋藤常子、新川達郎、安保千秋の定款作成代理人である司法書士森口裕司は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 30年11月26日

設立時社員 齋藤 常子
設立時社員 新川 達郎
設立時社員 安保 千秋
上記設立時社員の定款作成代理人

京都市伏見区深草堀田町10-1 (京阪藤の森ビル3F)

司法書士 森口 裕司

平成 31年2月8日 定款変更

令和 元年6月27日 定款変更